



《《《 令和3年度 被保険者報酬月額算定基礎届の提出 《《《》》》》

〈日本年金機構〉

算定基礎届の届出用紙は、6月上旬から6月下旬までの間に日本年金機構がお送りしています。

〔定時決定（算定基礎届）について〕

● 概要

健康保険および厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3カ月間（4月～6月）の報酬月額を算定基礎届により届出し、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。

● 標準報酬月額の決定方法

毎年、7月1日現在で使用される全被保険者について、同日前3カ月間（4月、5月、6月、いずれも支払基礎日数17日以上※）に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。 ※特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上

● 提出対象者

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者および70歳以上被用者です。ただし、以下の（1）～（4）のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出が不要です。

- （1）6月1日以降に資格取得した方
- （2）6月30日以前に退職した方
- （3）7月改定の月額変更届を提出する方
- （4）8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※上記（3）および（4）の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄の「3.月額変更予定」に○を付して提出します。



- 提出方法 電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参のいずれか
- 提出期限 7月12日（月）

- 算定基礎届の記入・提出ガイドブックはこちら
- Youtube 事務説明動画解説はこちら
- 詳細は日本年金機構ホームページでお確かめください。



定時決定（算定基礎届）



《《《 第 25 回 いたばし産業見本市出展者募集 》》》

〈板橋区/板橋区産業振興公社〉



第25回 いたばし産業見本市 製造と加工技術展2021

会場開催 **11月11日(木)～12日(金)**
10:00～17:30 (12日は17:00まで)
【会場】植村記念加賀スポーツセンター
(板橋区立東板橋体育館)

オンライン開催 **11月1日(月)～30日(火)**
10:00～17:00
入場無料

【主催】(公財)板橋区産業振興公社、板橋区いたばし産業見本市実行委員会
【お問い合わせ】いたばし産業見本市実行委員会事務局(板橋区産業振興公社内) TEL.03-3579-2191

会場とオンラインを“つなぐ”ハイブリッド開催

会場開催日程

- 令和3年11月11日(木)～12日(金)
- 植村記念加賀スポーツセンター
(板橋区立東板橋体育館)

オンライン開催

- 同11月1日(月)～30日(火)

出展者特典

特典① 30秒PR映像の製作(会場出展者のみ)

希望する出展者に対して、展示する製品等のPR映像を運営事務局が代行製作

特典② 出展者支援セミナーの実施(オンライン配信)

展示会を知り尽くした特別講師を招き、展示会での効果的な展示方法等、見本市で成果を上げるコツやノウハウをお伝えします。

出展者の皆さまだけが受講できるセミナーです。見本市を最大限に活用するため、ぜひご覧ください。

一般出展料金

- 【会場出展】 展示小間(2m×2m) 区内企業 24,000円(オンライン展示分を含む)
【オンライン出展】 区内企業 12,000円 区外事業者の場合は別途料金設定になります。

産連会員特典

出展料が大幅割引に!会場出展の出展料が1/3の8,000円に、オンライン出展が1/3の4,000円になります。(出展申込時に板橋産連会員であることを通信欄にご記入ください。)

詳細・お申込みは、いたばし産業見本市特設ホームページへ

いたばし産業見本市 



《《《 最大1億円の大型補助制度！ 事業再構築補助金 》》》

〈中小企業庁〉

事業再構築補助金は、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する目的で創設され、本年度中にあと3回程度公募が予定されています。

先頃公表された5月上旬まで行われた第1回公募では、8,000件、総額2,200億円が採択されています。

※第2回公募は7月2日に終了しています。



対象事業者 以下の要件をすべて満たす中小企業等

1. 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。
2. 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。
3. 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。

補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

詳しくは、事業再構築補助金特設ページ

事業再構築補助金



/// 板橋産連・経営支援セミナー ///

事業再構築補助金活用セミナー (再掲)

無料

〈一般社団法人板橋産業連合会・後援 板橋区〉

コロナ禍で売り上げが減少した中堅・中小企業や個人事業主が、業態転換や新分野展開など既存事業からの脱却を支援する「事業再構築補助金」の公募が、本年度中にあと3回程度予定されています。この補助制度を活用するためのセミナーを下記の日程で開催します。補助金の活用を検討されている経営者、担当者の方等のご参加をお待ちしております。 ※本セミナーご参加の方は、事業計画を策定する際に板橋区産業振興公社の専門家派遣事業を利用できます。

日時 令和3年7月14日(水) 16:00~

会場 板橋産連会館3階 板橋区仲宿54-10

費用 無料

講師 (一社)板橋中小企業診断士協会 大東 威司 氏

定員 会場: 15名 オンライン: 30名 (それぞれ先着順)

産業連合会HP 応募ページはこちら



《《《 雇用調整助成金特例が8月まで延長されます 》》》

〈厚生労働省〉

厚生労働省は6月17日、新型コロナウイルス感染症対策として講じた雇用調整助成金の特例措置について、8月まで延長する方針を表明しました。以下は厚生労働省の発表資料です。

『8月以降の雇用調整助成金の特例措置等について』（厚生労働省）

以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（6月17日）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、また、東京都・愛知県・大阪府等の都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべきとされたこと等を踏まえ、7月末までとしている現在の助成内容を8月末まで継続することとする予定です（*別紙）。

9月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、7月中旬に改めてお知らせします。

雇用調整助成金特例措置についてはこちら

[雇用調整助成金 特例](#) 

（延長措置については、同ページ内の「お知らせ」をご覧ください。）



*別紙の内容はこちらをご覧ください

《《《 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業 第2回募集 》》》 受注型中小企業の技術・サービスの高度化・高付加価値化を支援！

〈東京都・東京都中小企業団体中央会〉

東京都と東京都中小企業団体中央会では、都内産業の活性化に向け、中小企業の技術・経営基盤の強化を図るため、受注型中小企業（下請企業）を対象として、自社の技術・サービスの高度化・高付加価値化に向けた技術開発等の取組みを支援しています。

第2回募集の締め切りは7月13日（火）、当日消印有効です。

● 申請方法

申請書類は提出期間に、記録が残る簡易書留等の方法により、下記提出先まで郵送してください。

【申請書類提出期間】 令和3年6月14日（月）～ 7月13日（火）[当日消印有効]

● 申請書類提出先及び問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館6階 東京都中小企業団体中央会 支援事務局

電話 03-6278-7936 FAX 03-6278-7545

※中央会支援事務局にて本事業に関する相談を随時受け付けております。ご希望の方は、中央会支援事務局までお問い合わせください。

事業の詳細は、東京都中小企業団体中央会ホームページをご覧ください。

[明日にチャレンジ](#) 



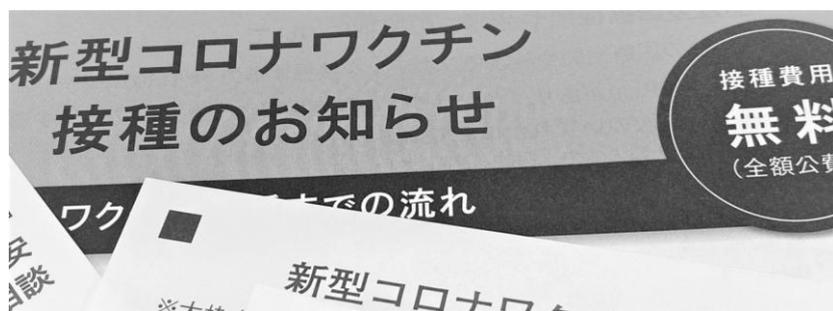
ご案内 FAX 送信済

《《《 新型コロナワクチン板橋区版 職域接種について 》》》

〈板橋区〉

ワクチン接種態勢が順次整い、働く世代への接種が急がれています。
板橋区では、職域接種が単独では難しい企業様等を対象に接種会場を設置しました。
(ワクチンはモデルナ製です。全国の配送状況によって予約可能数が減になる場合があります。)

■ 対象者、申込み方法などはご案内 FAX をご覧ください。



● その他の新型コロナワクチン接種予約方法

■ 板橋区集団接種会場予約

板橋区に住民登録がある方へのご案内です。詳細は接種券に同封されているお知らせ等をご覧ください。また、情報は順次更新されていますので、最新情報をホームページ等でご確認のうえご予約手続きをお進めください。(板橋区以外にお住まいの方は住所地自治体のホームページ等でご確認ください。)

旧板橋第九小学校 (板橋区栄町 6-1)
中央図書館跡地 (板橋区常盤台 1-13-1)
赤塚健康福祉センター (板橋区赤塚 1-10-13)
志村健康福祉センター (板橋区蓮根 2-5-5)
高島平中央総合病院 (板橋区高島平高島平 1-73-1)

コールセンター ☎0120-985-252

※予約全般・ネット予約

板橋区 集団接種予約 🔍



(コールセンターのみ)

予約サイトログイン→



■ 板橋区内の医療機関への予約

コールセンターへの電話予約と医療機関に直接電話するところとに分かれています。

直接予約を受付ている医療機関検索

厚労省 ワクチンナビ 🔍

■ 国の大規模接種会場

自衛隊東京大規模接種センターの予約・受付案内はこちら

大規模接種会場予約 🔍



〈ご注意〉情報は随時更新されています。ホームページ等で確認のうえお手続きください。

《《《《 第1回定期・特殊健康診断を開催します 《《《《》》》》》》》》

◇日 時 令和3年9月28日(火)

◇場 所 板橋産連会館3階会議室

※ 詳細及び申込につきましては来月同封のご案内をご覧ください



労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類 ◆事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一 般 健 康 診 断	一般健康診断雇入時の健康診断 (安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断 (安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、 6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断 (安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便 (安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

<納涼会(暑気払い)中止のお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催しております暑気払いを中止とさせていただきます。

理事会などの活動報告

● 6月理事会

開催日：6月22日 17:00～ 内容：定例報告など

今後の主な予定

開催日	行 事	備 考
7月14日	経営支援セミナー 事業再構築補助金活用セミナー(第2回)	ハイブリッド開催
7月27日	板橋環境管理研究会 定期総会	産連会館3階会議室
8月24日	8月理事会	ハイブリッド開催
9月28日	第1回 定期・特殊健康診断	板橋産連会館

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》

● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。